

【1994年2月16日】児童手当制度の改正について（答申）

中央児童福祉審議会

平成6年2月16日

厚生大臣 大内 啓伍殿

中央児童福祉審議会委員長 翁久 次郎

児童手当制度の改正について（答申）

平成6年2月14日付け厚生省発児第17号で諮問のあった標記の件については、諮問案どおり了承する。

なお、審議に際し下記の意見があったので付言する。

1 拠出金率設定に当たっての配慮事項

今回の制度改正は、一般事業主から仰いだ拠出金を財源とし、従来の福祉施設を児童育成事業と改めて育児を支援するための各種サービスなどを充実させることをその本旨とするものである。

このような仕組みの下、将来にわたり児童育成事業の着実な実施が図られ、各方面に浸透、定着していくためには、今後とも、拠出者たる一般事業主の本事業の運営に対する理解と協力が失われることのないよう意を払う必要があると考えられる。

特に、毎年度の児童育成事業に係る拠出金率を定めるに当たっては、その時々为社会経済情勢を踏まえ、適切な値とするべく配慮することが必要である。

2 民意を反映した事業運営

育児支援サービスに対するニーズは多様であり、きめ細かなサービスを提供する必要があるが、事業の実施を全面的に公的部門に委ねてしまうのでは必ずしも機動的、弾力的な事業実施を期しがたい。

児童育成事業の実施に当たっては、民意を反映させ、多様なニーズに応えるとともに、拠出者への還元的な意義を持たせる観点から、必要に応じて民間主体に事業実施を委ねるべきであろう。

具体的には、子どもの明るい未来を切り拓くことを基本理念として各種事業を行う財団に事業の実施を委ね、民間主導を理念として、事業運営を行うことが必要であろう。現在

設立が予定されている財団については、未だその名称が確定していないようであるが、この場での審議を踏まえ、当審議会としては、「こども未来財団」とすることを提案したい。財団に造成が予定されている基金の名称も「こども未来基金」とするのがふさわしいだろう。

なお、このために新たな財団の設立を許可する場合には、行政改革の趣旨に徹して既存財団の廃止を行うこととするべきである。